

宮城学院奨学会奨学金(2023年後期)提出書類

※願書を書きまちがえた時は修正テープで等消さず、二重線を引いたうえで訂正印を押し、余白に明瞭に記入してください。

※コピーはA4サイズで統一し、のりづけ・ホチキス止めなどはしないで提出してください。

※「同一生計家族」とは、生計維持者(原則として父母。父母がいない場合は代わりに生計を立てている方)を中心として生活費を共にしている家族(生計維持者に生活費を負担してもらっている方全員)のことです。同居・別居は問いません。(同居していても衣食住すべての生活費を生計維持者によらず自己負担している場合は「別生計」、別居していても家計維持者から月々の生活費を仕送りされている方は「同一生計」となります。

	書類名等	注意事項
必ず提出しなければならないもの	1)奨学生願書	●太枠内について、学生本人が記入すること。(記入・押印漏れがないように注意) ●裏面「生計維持者」の項目は本人自署押印が必要(代筆不可)。
	2)成績証明書	本館2階の証明書自動発行機から取得する。 新入生・編入生は、卒業した高等学校等の成績証明書を提出する。
	3)最新の住民票 (同一生計家族の全員分をとりよせること)	●世帯全員分で続柄が記載されていること。最近3ヶ月以内に市区町村から発行されたもの(発行から3カ月が経過したものは不可)。 ●事情により住民票を移さず転居している場合は、住民票を移していない理由、その家族の現住所を記した書類も添付すること。
	4)市区町村が発行する課税・非課税証明書 ※収入がすべて記載されているもの 令和4年度(R3.1.1～R3.12.31分所得)の証明書を取得すること	●学生(就学者)以外の、同一生計家族全員分の課税・非課税証明を提出してください。 ●無収入の家族がいる場合でも金額が0円と明記されている「非課税証明書」原本を提出のこと。金額が書かれていないものや、***で消されているものなどは不可。
所得証明書以外に提出(あてはまるものすべてを提出)	5-1)傷病手当金通知書	傷病手当を受給している場合は、左記通知書のコピーを提出してください。
	5-2)雇用保険受給資格者証	失業して雇用保険を受給中の方は、左記書類全ページのコピーを提出してください。
	5-3)公的年金交付通知 (年金振込通知書または年金額改訂通知書)	所得証明書に記載されない年金(遺族年金や恩給等)をもらっている場合は、支給期間・金額がわかる通知書のコピーを提出してください。
	5-4)生活保護決定(変更)通知書	生活保護を受けている場合は、市区町村が発行した通知書のコピーを提出してください。
	5-5)祖父母または兄弟姉妹、親戚からの援助金・離婚後の養育費送金がある場合	祖父母・兄弟姉妹など援助者が作成した「家計への援助金に関する申告書」(所定様式)を提出してください。
	5-6)各種手当(児童手当など)	所得証明書に記載されない児童手当等をもらっている場合は、市区町村からの通知書(受給者氏名、期間・金額)のコピーを提出してください。
	5-7)父母とも無収入で、貯金を崩して生活している場合	貯金通帳(口座名義と3カ月程度の記帳ページ)のコピーと「収入に関する事情書(所定様式)」を提出してください。
	5-8)収入見込証明書	前年途中から出願時まで就職(転職、再就職)した方は、現在の勤務先から、今年分の「年収見込証明書」を作成してもらい、提出してください。
	5-9)前年度途中に退職し、その後無収入	退職を証明する書類(離職票等)を提出してください。それが難しい場合は、「収入に関する事情書(所定様式)」を提出してください。